

他自治体からの派遣職員の取扱いに関する要望

要望の要旨

復興業務の加速化には、地方自治法に基づく他団体からの長期派遣職員が即戦力として最も重要であり、必要不可欠であります。

震災から7年8か月が経過し、職員派遣の継続が困難となる状況が見込まれるため、復興事業の見通しが立つまでの間、継続した職員派遣について国からの働きかけを要望します。

要望の理由

本市の復興事業は、平成30年度及び31年度が最大の山場であります。これまで可能な限り、復興業務への職員のシフト配置を行っているほか、退職者の完全補充を含め、新規採用職員の増員、社会人経験者の採用、任期付職員の増員、職員の再任用、自治体OB職員や民間企業等派遣職員の積極的な受入れを懸命に行ってまいりましたが、平成30年11月1日現在で、401人の必要人数に対し32人が確保できておらず、いまだ必要人数を充足する見込み

が立たない状況であります。

今後、半島沿岸部拠点整備事業や街路、下水道、橋梁等整備事業をはじめとする復興事業は目白押しであり、復興事業を加速させるためには人材確保が緊要となっております。全国からの継続的な支援、さらには復興事業の業務量及び進捗状況に応じた支援の強化、具体的には復興業務に係る人材の総合調整について、要望します。